

ホームページ広告掲載規程

第1条

この規程は、一般社団法人生前・遺品整理事業協会（以下「本協会」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「本協会ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

第2条

本協会ホームページに掲載する広告は、ホームページ広告とし、次に掲げるものを除くものとする。なお、本協会の正会員については、別途専用の紹介ページに掲載するものとし、会員間の公平を保つため、正会員のホームページ広告及び生前・遺品整理業の広告は募集しないものとする。

- (1) 法令または条例等に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 人権侵害や名誉棄損、各種差別的なもの
- (4) 第三者の肖像権、商標権、著作権、財産権、プライバシーを侵害する恐れのあるもの
- (5) 賭博、詐欺、ねずみ講又は不当商法とみなされるもの
- (6) 暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者に該当する者およびこれらの者と密接な関わりを有する者の関与するもの
- (7) その他、本協会が広告掲載に際して不適切と判断したもの

第3条

本協会ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は本協会に対しホームページ広告申込書を提出しなければならない。

- 2 本協会は申込書の提出を受領したときは、提出を受けてから直近に開催される理事会において、前項の規定に基づき広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

第4条

広告を掲載する者（以下「広告主」という）は、理事会の承認後、掲載希望月の前月 20 日までに広告原稿を提出し、本協会の承認を得なければならない。

- 2 ホームページ広告のデザインについては以下のとおり定める。

広告サイズ	縦 114 ピクセル×横 558 ピクセル
画像ファイル種類	Jpeg / Png
禁止デザイン	閲覧者に不快感を与えるようなイメージ (アラートマーク、高速点滅イメージ、高速振動イメージなど) 本協会の信用性を損なうようなもの

- 3 広告原稿の作成に要する費用は、申込者の負担とし、第 7 条第 1 項で定める金額にて本協会が有料で作成することができる。

第5条

ホームページ広告の掲載場所は、本協会ホームページのトップページ下部とし、トップページ内の掲載位置は本協会が決定する。

- 2 広告の掲載可能枠数は原則10枠とする。
- 3 本協会は、必要があれば、広告主の承諾を得ずに広告可能枠数を変更することができる。

第6条

広告の掲載期間は、原則として1年間とし、それ以降については再度契約を交わすものとする。

- 2 既に広告主であっても、公平性の観点から新規の申込が多数ある場合は、再度の契約ができない場合がある。
- 3 広告は掲載開始月の1日の午前10時から掲載を始めるものとする。

第7条

広告掲載料及びホームページ広告画像制作費は、次の通りとする。

年間掲載料	年間金12,000円(税込)
画像制作費	金5,000円/回(税込)

- 2 広告掲載料は、広告掲載開始月の前月25日までに支払うものとする。
- 3 広告掲載料は、返還しない。但し、本協会の都合により広告の掲載が出来なくなった場合はこの限りではない。

第8条

広告掲載期間中に広告主が広告内容やリンク先URLを変更する場合は、すみやかに本協会に変更後のバナー画像およびリンク先URLを書面で届けなければならない。

第9条

本協会は、次に該当する場合は、広告主への催告やその他何らかの手続きを要することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主のホームページが閉鎖されたとき
- (2) 広告主の倒産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- (3) 広告主のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され第2条の規定に反する状態に至っていると判断した時
- (4) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等、広告主に関係する事由により当該広告主の広告を掲載することが不適であると判断した時

第10条

本協会は、特段の事情により必要と認めた場合に限り、申込者に事前に通知することなく、本協会ホームページの一部または全部を変更することがある

第11条

本協会は次の各号に該当する場合には、広告主に事前に通知することなく、一時的に本協会ホームページの提供の一部または全部を中断する場合がある。

- (1) 本協会ホームページのシステム保守点検を定期的、又は緊急に行う場合
- (2) 停電、天災など不可抗力により本協会ホームページの提供をできなくなった場合
- (3) その他、運用上、本協会が一時的な中断を必要と判断した場合

第12条

広告主は、本規程に違反し又は広告を掲載することに関して、本協会に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

- 2 広告主は、掲載した広告に関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、広告主自身で解決するものとし、本協会に損害を与えることのないものとする。
- 3 本協会は、本協会のホームページの変更、中止、中断及び本協会ホームページに広告を掲載することに関して、申込者及び広告主が損害を被った場合において、本協会の責めに帰すべき事由があるときは、第7条第1項に定める広告掲載料の範囲においてその責任を負う。

第13条

本規程は、理事会の決定により日程を定めて変更することができる。ただし、第7条の料金の変更は、広告期間中の広告主及び既に申込書を提出している申込者には適用しない。

第14条

この規定に定めのない事項については、本協会と申込者又は広告主が協議の上、決定するものとする。

附則

令和2年5月1日 制定